

発委第 7 号

令和3年9月28日

日出町議会

議長 池 田 淳 子 殿

提出者 総務産業常任委員会
委員長 豊 岡 健 太

大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書について

上記の議案を日出町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

理 由

大分県議会に対し、大分県主要農産物等種子条例の制定及び関係者に意見聴取し条例制定の検討を県に要請することを求めるため。

大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書

2018 年主要農作物種子法が廃止されたことを受け、きたる気候変動に備えて、大分県において将来にわたって継続的に主要農産物の生産・安定供給及び品質確保を維持できるようにすることは、大分県内の農業者への支援及び県民に安全安心な食糧の安定供給を行うために重要である。

全国的には種子法に代わる種子条例がすでに28の道県において制定されている。

加えて、気候変動への対応及び先進的な環境保護の観点から、国連も推進する持続可能で循環型の地域社会を大分県で実現するために、地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）の発掘・保護・奨励及び県が知的財産権を有する品種の保護・奨励を条例で定めることで、醸造業の振興、地域文化の継承、生物多様性の保護、地域ブランドの創出及び食育の推進に貢献できると考える。

よって、大分県においては、下記の事項について実現するように求める。

記

- 1 大分県の誇る農業遺産、醸造業、地域伝統文化、多様性を守るために、主要農産物種子、大分県独自の地域在来種の種子の発掘・保護・奨励及び大分県が知的財産を有するブランド品種の種子の保護・奨励を推進することを目的に「大分県主要作物等種子条例」の制定を行うこと。
- 2 県内各地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）及び県が知的財産権を有する品種の保護・普及を図るため、生産者、消費者等関係者に意見聴取をし、条例制定に向けた検討を行うよう県に要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 2 8 日

大分県速見郡日出町議会

大分県知事 広瀬 勝 貞 殿

大分県議会議長 御手洗 吉 生 殿